

千葉県高齢者緊急通報システム業務委託企画提案実施要領

1 趣旨

千葉県高齢者緊急通報システムに係る業務を委託する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 委託業務

(1) 件名

千葉県高齢者緊急通報システム業務委託

(2) 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等の急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うとともに、専門的知識を持つ人員を配置し、日常生活に関する医療・健康相談に対応することにより、当該高齢者等の福祉の増進に寄与する。

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

<参考>

- ・現在の設置台数（平成25年12月末現在） 1, 836台
- ・緊急通報の実績（平成24年度） 受信総件数 13, 876件
（うち正報 299件、相談・連絡 3, 443件）

(4) 委託期間

平成26年4月1日～平成32年3月31日

3 提案の手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|-------------|------------------|
| ①公募開始 | 平成26年1月31日（金） |
| ②参加申込書の受付締切 | 平成26年2月17日（月） |
| ③質問書の受付締切 | 平成26年2月17日（月） |
| ④企画提案書提出締切 | 平成26年3月14日（金） |
| ⑤選考会 | 平成26年3月24日（月） |
| ⑥選考結果通知 | 平成26年3月26日（水） 予定 |

(2) 参加申込手続

①参加申込期限

平成26年2月17日（月）午後5時

※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

②提出方法

持参

③提出先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課 在宅支援係
(千葉市中央区千葉港1番1号)

④提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 申込事業者の概要が分かる書類

エ 高齢者緊急通報システム業務と同等の実績が分かる書類
(過去5年間のものに限る。契約書の写しを添付すること)

(3) 質問及び回答

本プロポーザル募集では説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

①提出期限

平成26年2月17日(月)午後5時

②提出書類

質問書(様式第3号)

③質問方法

電子メールで提出すること。なお、電話・口頭・電子メール以外の書面及び期限後の質問は一切受け付けない。

④提出先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課 在宅支援係

korei.HWS@city.chiba.lg.jp

⑤回答方法

質問の回答は、千葉市ホームページに掲載する(平成26年2月24日(月)予定)。

なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書提出

①提出期限

平成26年3月14日(金)午後5時

※土・日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

②提出方法

持参

③提出先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課 在宅支援係
(千葉市中央区千葉港1番1号)

④提出物

ア 提案書

- (ア) 提案様式第1号 (表紙)
- (イ) 提案様式第2号 (提案企業概要・事業実績)
- (ウ) 提案様式第3号 (受信センターに関する提案書)
- (エ) 提案様式第4号 (使用機器に関する提案書)
- (オ) 提案様式第5号 (個人情報に関する提案書)
- (カ) 提案様式第6号 (委託単価に関する提案書)

イ 提出様式

- (ア) 提案書は、別添配布資料の書式の表示項目・必要項目を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズは問わない。
- (イ) 提案書は、A4縦で作成し、添付資料がある場合も同様とする。
- (ウ) 様式の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - ・提案内容は文書で簡潔に概要を記述する。
 - ・様式内に文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してよい。

ウ 提出部数

- 8部とし、内訳は以下のとおりとする。
- (ア) 2部 (事業者名を記載、内1部は押印)
- (イ) 6部 (事業者名を判別できないようにすること)

4 参加資格要件

- (1) 平成24・25年度千葉市委託入札参加資格者名簿へ登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号に該当しない者であること。
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ②当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ④民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者

- ⑤参加資格確認申請期限の日から企画提案日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止を受けている者
- ⑥千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (3) 消費税、地方消費税、法人市町村民税、固定資産税の滞納がないこと。
- (4) 千葉市暴力団排除条例（平成24年10月1日施行）に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 法人格を有する事業者であること。
- (6) 過去5年間において、千葉市高齢者緊急通報システム業務と同等の履行実績があること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重要な誤脱があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

6 選考会

- (1) 開催日時 平成26年3月24日（月）
*時間は参加申込期限以降、電子メールにより通知する。
- (2) 開催会場 千葉市中央コミュニティセンター8階「87会議室」
*控室は同9階「91会議室」
- (3) 出席人数 各社3人以内とする。
- (4) 時 間 1社あたり説明時間は20分以内とし、その後質疑応答（5分程度）を受ける。
- (5) 説明資料 提出済みの企画提案書とし、追加資料は認めない。

7 選考基準

全てのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、審査員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を選定する。

なお、最高得点者が複数いる場合には、その中から見積額の一番低い者を

選定する。

審査項目		配点
1 提案企業概要・事業実績	①企業概要 ②緊急通報事業の実績 ③緊急通報事業に関する考え方	10点
2 受信センターに関する提案書	①概要 ②職員の勤務体制 ③利用者情報管理 ④緊急通報受信時の対応 ⑤駆け付け時の対応 ⑥相談時の対応 ⑦安否確認 ⑧トラブル発生時の対応 ⑨従事者の資質向上（研修体制） ⑩特長、セールスポイント	60点
3 使用機器に関する提案書	①使用機器、取り扱い説明 ②保守点検 ③機器故障時の対応について	15点
4 個人情報に関する提案書	個人情報保護対策	5点
5 委託単価に関する提案書	機器一式あたりの月額単価	10点

8 選考結果の通知

選考結果については、採用・不採用に関わらず、電子メールにより通知する。

9 契約について

- (1) 選考により最高得点者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- (2) 前号の交渉が不成立な場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたり、提案者は千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同29条に該当する場合は、これを免除する。

- (4) 本委託に係る平成26年度予算が千葉市議会において議決されない場合は、契約を行わない。この場合、準備等にかかった費用はすべて提案者の負担とし、市は一切の責任を負わないこととする。

10 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については返却しない。
- (3) 提出後の書類の差し替え等、再提出は認めない。
- (4) 企画案は1社1案で提出すること。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外で無断で使用しないものとする。

11 問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課 在宅支援係
千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043(245)5166
電子メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp